

維持管理計画書

NO1

1. 飛散、流出及び悪臭防止

- (1) 搬入された産業廃棄物が飛散、流出しないように、又は悪臭が漏洩しないように日毎に廃棄物が露出しない状態までセル方式による覆土を行います。大きい廃棄物の場合30～50cm、破碎廃棄物や焼却残渣などは、15～20cmとし、廃棄物全体の厚みが2mに達した時点で全体に50cmの覆土を行います。
- (2) 悪臭が発生した場合の措置は発生箇所への覆土、消臭剤の散布にて行います。汚泥や動植物性残さの埋立の際には、特に頻繁に覆土を行います。
- (3) 燃え殻、がれき、木くず及びばいじんについては、粉状であり飛散の恐れがあることから湿潤状態で搬入するよう周知徹底を図ります。
- (4) 廃石綿等（廃石膏ボード等）は飛散、流出を防止するために、その都度覆土する。
- (5) 処分場及びこれに接続する搬入道路周辺において廃棄物が飛散、流出した場合、速やかに回収します。

2. 火災発生防止対策

- (1) 火災発生を防止するために、消火器を配置します。
- (2) 最終処分場内での火気の使用は厳禁とし、その旨を周知徹底します。
- (3) 消火器は常に適切な管理を行い、所定の能力が発揮できるように年1回の点検を行います。

3. 害虫等の発生防止

- (1) 蚊、蠅等の発生防止に努め、構内の清掃を励行します。
- (2) 最終処分場内へ害虫発生が危惧される廃棄物を受入した場合は、日毎ではなく、その都度セル方式の覆土を行います。
- (3) 害虫が発生してしまった場合は、発生箇所に覆土を施し、殺虫剤の散布します。

4. 騒音、振動及び粉じん防止

【騒音、振動の防止】

- (1) 作業時間の制限（8:00～17:00）を行います。
- (2) 車両通行速度を低減（20km/h以下）するよう啓発します。
- (3) 施設内にあるブルドーザ等の重機を必要時以外に稼働させない。

【粉じんの防止】

- (1) 沈殿池を水源とし、散水車により乾燥時、必要に応じて定期的（2時間に1回程度）に散水を行います。
- (2) 粉じんが発生することが予測されるばいじん等は湿潤状態で搬入するよう周知徹底を図ります。
- (3) 粉じんが発生することが予測されるばいじん等を受入した場合は日毎ではなく、その都度セル方式の覆土を行います。

5. 雨水等の流入防止

- (1) 最終処分場内へ外部の雨水が流入するのを防止できるU型側溝の機能を維持するために、堆積した土砂等の速やかな排除や破損箇所の修復を行います。

6. 搬入道路の安全、衛生の確保等

- (1) 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置し、安全の確保を図ります。
- (2) 搬入道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じ補修等を行います。
- (3) 廃棄物運搬車輛の車体やタイヤ等への廃棄物や泥の付着による公道への汚染を防ぐため、施設内通路を舗装します。
- (4) 燃え殻、がれき及び木くずを搬入する際には、散水やシートで覆うことにより、沿道への飛散を防止します。

7 廃棄物の投入方法について

- (1) 廃石膏ボードの埋立は、ビニール袋に梱包するとともに、ガス抜き管付近に埋立位置を固定し、その位置を記録します。
- (2) 廃棄物の投入は落込方式とし、遮水シートへの影響がないように落込法面部はモルタル及びコンクリート盤（表面部は鉄板）装甲し、施設底面部には保護材として砂を50cmの厚さで敷きます。
- (3) 落込された廃棄物は底面部に常駐しているブルドーザーにより集めて転圧後、日毎にセル方式による覆土を施します。

8 記録の閲覧（規則第12条の7の2関係）

- (1) 維持管理に関する記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き、閲覧に供する。
- (2) 閲覧場所と閲覧箇所は管理事務所で平常時（月曜～土曜日）8：00～17：00まで閲覧します。
- (3) 正当な理由なく閲覧を拒まない。

9 記録する事項（規則第12条の7の3関係）

- (1) 埋立てた廃棄物の各月ごとの種類及び量
石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等の位置
廃石膏ボードの位置
- (2) 施設の点検

擁壁（堰堤）等の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 擁壁（堰堤）等が損壊するおそれがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記入します。
遮水工の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記入します。
地下水及び放流水	採取した場合、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果を記録します。
浸出水処理設備の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 異常が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記入します。
調整池の点検	調整池の点検を行った年月日及びその結果を記録します。また、調整池の点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に、措置を講じた年月日及び当該措置の内容を記録します。ピットに入った浸出水は随時ポンプで放出します。

- (3) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日、措置の内容を記録します。
- (4) 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録します。

(5) 各記録の各月毎の結果を翌月の末日までに備え置きを施設の廃止までの間に供する。

1 0. 搬入時の産業廃棄物の確認

- (1) 処分できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようにするため、排出事業者及び収集運搬業者との打合せを密にし、処分できない廃棄物を持ち込ませないようにする。
- (2) 排出事業者及び産業廃棄物の種類、性状及び特性を契約書、マニフェスト等（燃え殻、ばいじん及び汚泥などを受け入れる際にはWDS（廃棄物データシート））で確認するとともに、これが不明の場合は当該廃棄物を受け入れない。
- (3) 廃棄物ダンピング前に、不適正物が混入していないか確認するため、作業員が荷台を開放し、目視確認によりマニフェストとの突合を行う。
- (4) 燃え殻、ばいじん、汚泥を継続的に受入れる場合は、定期的に第三者機関が分析した分析証明書等の提示を求める。
- (5) 搬入物（燃え殻、ばいじん、汚泥）を定期的にサンプリングし、自社または外部委託により、受入基準に合致しているか溶出試験等を実施する。
- (6) 廃プラスチック類とゴムくずについては、概ね15cm以下のものしか受け入れない。

1 1. 機能検査等

- (1) 施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に点検及び機能検査を行います。
- (2) 日常的な点検の他に、技術管理者による定期的な機能点検及び機能検査を月1回行います。
- (3) 日常的な目視及び処理施設の計器類による点検を主とし、機能検査は水質の分析結果により必要と考えられる箇所の点検や消耗品の点検を重点としてもものとし、補修や部品等の交換の記録を保管します。

1 2. 浸出水処理施設について

- (1) 浸出水調整池においては、渇水期に堆積物の清掃及び腐食や破損についての毎日の点検を行います。
- (2) 浸出水処理施設の冬期間における凍結防止は白熱電球と石油ストーブにより行います。
- (3) 浸出水処理施設は定期的に点検し、正常な状態を維持します。
- (4) 施設の稼働中はT-N120mg/lを目途に運転する。

1 3. 異常事態への対応

- (1) 施設設備の破損が生じた場合は、直ちに補修等の措置を講じます（施設に異常が生じた際の処置に関する事項参照）。

1 4. 事故の防止

- (1) 作業等に伴う事故の発生を未然に防止するための巡視、監視及び点検を実施するとともに台風、地震又は大雨等により飛散又は流出しないように必要な措置を講じます。
（災害防止計画書参照）

1 5. 作業時間

- (1) 作業時間は原則として8時から17時までとします。

1 6. 境界柵

- (1) 最終処分場の位置を明確にするため、また、他からの侵入防止策として最終処分場施設外周に安全柵（バラ線）を設置します。

1 7. 遮水工の使用開始前の検査方法及び使用開始後の点検方法

- (1) 遮水工の使用開始前の検査方法については、工場製品検査と現場溶着部検査によって行います。
- (2) 遮水工の使用開始後の点検検査については、遮水工の損傷の有無等（あった場合、原因・範囲、補修の必要性・緊急度・方法）を踏まえて、日常点検・詳細点検・異常時点検を行います。
- (3) (2) についての調査を迅速に行えるよう、漏水検知システムを導入します。

18. 維持管理積立制度

- (1) 最終処分場の長期にわたる適正な維持管理を確保するために、当社は埋立開始後に必要な維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構に積み立てます。

19. 域外産業廃棄物への対応

- (1) 北海道外で生じた産業廃棄物については、原則として受入れません。例外的に受入れる場合が生じた場合は、北海道及び旭川市と協議の上、受入れます。